

反マネー・ローンダリング及び反テロ資金供与対策ポリシー

関西みらいフィナンシャルグループは、りそなグループの金融持株会社であるりそなホールディングスの傘下の中間金融持株会社であり、傘下にみなと銀行、関西みらい銀行を有する金融グループです。

みなと銀行では、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、銀行の“社会的責任と公共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

その一環として、みなと銀行では、適用法令等を遵守するため、反マネー・ローンダリング及び反テロ資金供与に係る方針及び手続を定めています。

1 組織体制

みなと銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の効果的な防止態勢構築に責任を持って対応いたします。

みなと銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、マネー・ローンダリング等防止統括責任者を定め、コンプライアンス統括部 AML 金融犯罪対策室を設置しています。

AML 金融犯罪対策室は、反マネー・ローンダリング及び反テロ資金供与に係る業務計画の管理、並びにその方針及び手続の制定において中心的な役割を担い、みなと銀行取締役会に報告を行います。

2 リスクの特定・評価・低減

みなと銀行は、リスクベース・アプローチの考え方に則り、自行におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスクの特定・評価・低減を適時適切に実施いたします。

3 顧客管理

みなと銀行は、顧客のリスクに応じて、本人確認及び顧客デューデリジェンスを実施し、

必要に応じて、真の受益者の確認についても実施いたします。

みなと銀行は、新規顧客との取引関係構築時のデューデリジェンスに加え、必要に応じて、顧客との取引関係を通じた継続的なデューデリジェンスを実施いたします。

みなと銀行は、顧客デューデリジェンスにおいて、虚偽の個人情報を使用するなどの不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

4 取引モニタリング

みなと銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、取引のモニタリングを実施いたします。

5 疑わしい取引の届出

みなと銀行は、取引モニタリングにおいて検知された「疑わしい取引」を、行内において適切に処理及び報告いたします。

みなと銀行は、取引モニタリングにおいて検知された「疑わしい取引」を、当局に対して速やかに届出いたします。

6 経済制裁及び資産凍結

みなと銀行は、経済制裁法規制に関する適用法令等の趣旨を理解し、みなと銀行の全役員及び行員は、みなと銀行の定める関連する方針及び手続を遵守いたします。

みなと銀行は、適用される経済制裁リストを使用して、顧客及び取引に関するスクリーニングを実施いたします。

みなと銀行は、資産凍結に関する適用法令等に従い、当局により指定された法人及び個人に対する資産凍結の措置を実施いたします。

7 贈収賄及び汚職防止

みなと銀行は、贈収賄の禁止に関する適用法令等の趣旨を理解し、みなと銀行の全役員及び行員は、みなと銀行の定める関連する方針及び手続を遵守いたします。

8 コルレス先及びシェルバンク

みなと銀行は、コルレス先の情報収集及びその評価を適切に行い、必要に応じて、コルレス先のリスクに応じた適切なリスク低減策を講じます。

みなと銀行では、シェルバンク（実態のない銀行）との関係を構築することを禁止しています。

9 研修

みなと銀行は、反マネー・ローンダリング及び反テロ資金供与に係る自行の方針及び手続、並びに関連法令等の理解と重要性の意識醸成のため、全役員及び行員に対する研修を実施いたします。

10 記録保存

みなと銀行は、適用法令等を遵守した、記録保存に関する方針及び手続を定めています。

11 IT システムの活用

みなと銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、IT システムを有効に活用します。

12 データ管理

みなと銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のため、必要なデータを把握、蓄積し、適切に管理します。

13 監査

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止態勢確保のため、みなと銀行では、独立した監査人による、反マネー・ローンダリング及び反テロ資金供与に係る自行の方針及び手続、並びに適用法令等の遵守状況のモニタリングを行います。